

# 特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較(秘密指定)

平成26年7月22日現在

		本法	米国	英国	独国	仏国
秘密指定	根拠規定	特定秘密の保護に関する法律	大統領令第13526号	セキュリティ・ポリシーの枠組み(政府統一基準)	保安審査法	国防秘密保全に関する政府間通達
	秘密の区分と対象範囲	①防衛、②外交、③特定有害活動の防止、④テロリズムの防止に関するものとして法律で別表に列挙する事項に関する情報(公になっていないものに限る。)であって、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを、 <b>特定秘密</b> として指定。  ※ 特定秘密以外の職務上知り得た秘密についても、国家公務員法による保護の対象となる。	①軍事計画、②インテリジェンスの情報源、③政府の外交活動、④国家安全保障に関する経済的事項等に該当する情報を、 ① <b>機密</b> (不当な開示が国家安全保障に著しく深刻な損害を招くと合理的に予想されるもの)、 ② <b>極秘</b> (不当な開示が国家安全保障に深刻な損害を招くと合理的に予想されるもの)、 ③ <b>秘</b> (不当な開示が国家安全保障に損害を招くと合理的に予想されるもの)に区分して指定。	政府の有する情報その他の資産を、 ① <b>機密</b> (治安を直接的に脅かす場合、軍隊の実効性等に対して特に重大な損害を与える場合、経済に深刻な長期的損害を与える場合等)、 ② <b>極秘</b> (国際的緊張を高める場合、軍隊の作戦上の実効性等に対し深刻な損害を与える場合、財政又は経済及び商業上の利益に実質的な有形の損害を与える場合等)、 ③ <b>秘</b> (軍隊の作戦上の実効性等に対して損害を与える場合、財政又は経済及び商業上の利益に実質的に反する場合、主要な政府の政策の作成又は実施に深刻な阻害要因となる場合等)に区分して指定。	公共の利益のために機密にする必要のある事実、対象又は情報を、 ① <b>厳秘</b> (権限のない者が知るに至ることで、国又は州の存立又は生命にとり重要な利益が損なわれる場合)、 ② <b>極秘</b> (国又は州の保安又は利益に重大な害を生じさせ得る場合)、 ③ <b>秘</b> (国又は州の利益にとって有害となり得る場合)に区分して指定。	①防衛、②治安、③金融・経済産業の保護、④科学・文化遺産の保護等の活動全般等に関する情報等を、 ① <b>機密</b> (その漏えいが国防を非常に大きく害するような性質を持つ、防衛上の政府の優先課題に係る情報又はその記録媒体)、 ② <b>極秘</b> (その漏えいが国防を大きく害するような性質を持つ情報又はその記録媒体)、 ③ <b>秘</b> (その漏えいが国防を害するような性質を持ち、又は機密若しくは極秘に分類される秘密の暴露をもたらすおそれのある情報又はその記録媒体)に区分して指定。
	指定権者	行政機関の長	大統領、副大統領、大統領が指定した行政機関の長と上級幹部職員	秘密の作成者又は指名された所有者	機密事項を発信する部署	首相、各大臣
	有効期間	初期 上限5年  延長 原則上限30年	原則上限10年  原則上限25年	秘指定の期限なし (国家安全保障等に関する情報は情報自由法上の20年公開原則の例外)	上限30年  原則上限30年	上限10年  原則上限50年
秘密指定の調整機関	情報保全諮問会議を通じて有識者からの御意見を聴いた上で、内閣官房が運用基準を作成。	・情報保全監督局長(※1)は、実施規則の制定、施行状況の監督等を行う。 ・秘密指定に関する省庁間上訴委員会(※2)は、情報保有者からの秘密指定に関する訴えの裁定、自動解除の適用除外に関する承認等を行う。	内閣官房政府保全事務局は、セキュリティ・ポリシーの枠組みの修正や連絡調整に責任を持つ。	連邦内務省	国防・国家安全保障事務総局	

※1 大統領令第12065号に基づき国立公文書館に設置された情報保全監督局長。国立公文書館長が大統領の承認を得て指名する。

※2 大統領令第12958号に基づき設置。関係行政機関の長が指名した者によって構成。委員長は、大統領が指名する。

\* 米国、英国、独国、仏国は情報保全のためのNATO加盟国協定を締結し、NATOに関する秘密情報の保全措置を講じている。

# 特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較(適性評価)

平成26年7月22日現在

	本法	米国	英国	独国	仏国
根拠	特定秘密の保護に関する法律	合衆国法典、大統領命令第13526号、第12968号、秘密情報へのアクセスに関する背景調査基準	人的セキュリティと国家安全クリアランスの方針に関する政府声明、セキュリティ・ポリシーの枠組み、人的セキュリティ・ガイド	保安審査法	国防法典、国防秘密保全に関する政府間通達
対象者	行政機関の職員、契約業者の従業者、都道府県警察の職員 ※ 行政機関の長、大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、政務官等は対象外	連邦政府又は契約業者の従業者で、秘密を取り扱う者 ※ 大統領、副大統領は対象外	国、警察機関又は契約業者の従業者で、秘密を取り扱う者 ※ 首相、大臣は対象外	連邦政府又は契約業者の従業者で、秘密を取り扱う者及びその配偶者 ※ 大統領、首相、大臣、政務次官は対象外	秘密を取り扱う者 ※ 大統領、首相は対象外
調査事項	<p>〈本人に関するもの〉</p> <p>①特定有害活動及びテロリズムとの関係、②犯罪・懲戒の経歴、③情報の取扱いの非違の経歴、④薬物の濫用及び影響、⑤精神疾患、⑥飲酒の節度、⑦信用状態その他の経済的な状況</p> <p>〈家族・同居人に関するもの〉</p> <p>氏名・生年月日・国籍・住所</p>	<p>〈本人に関するもの〉</p> <p>①暴力的な政府転覆活動・テロ等への関与、②外国との関係、③犯罪歴、④民事訴訟歴、⑤情報通信関係の非違歴、⑥薬物の濫用、⑦精神的健康状態、⑧アルコールの影響、⑨信用状態、⑩知人の連絡先等</p> <p>〈家族・同居人に関するもの〉</p> <p>氏名・生年月日・国籍・住所・社会保障番号等</p>	<p>〈本人に関するもの〉</p> <p>①スパイ・テロ等への関与、②犯罪歴、③中毒性物質(薬物、アルコール等)の影響、④健康状態(主に精神面)、⑤貯蓄・資産・収支等を含む信用・経済的状况、⑥上司・知人の連絡先等</p> <p>〈家族・同居人に関するもの〉</p> <p>氏名・生年月日・国籍・住所・職業等</p>	<p>〈本人に関するもの〉</p> <p>①反憲法組織との関係、②外国又は旧独情報機関との関係、③保安リスク国との関係、④係属中の刑事・懲戒手続、⑤信用状態、⑥身元照会人の連絡先等</p> <p>〈家族・同居人に関するもの〉</p> <p>上記⑥を除き、本人に関する調査事項と同じ</p>	<p>〈本人に関するもの〉</p> <p>人定事項、外国との関係等</p> <p>〈家族・同居人に関するもの〉</p> <p>氏名・生年月日・国籍・住所・身分証明書情報等</p>
調査区分とそれに応じた調査内容の差異	特定秘密のみ実施	<p>〈調査区分〉</p> <p>①機密へのアクセス ②極秘、秘へのアクセス ③秘密区分とは別に特別な取扱いを要する機微区画情報へのアクセス</p> <p>〈調査内容の違い〉</p> <p>【調査事項】 区分にかかわらず同一。</p> <p>【調査手法】 ①、③は、②に比べ以下のとおり幅広い調査を実施。 ・ 関係者への質問 ・ 公私の団体への照会 ・ ポリグラフ検査(※実施できる行政機関は限定的。) ・ 配偶者・同居人についても国家機関データでのチェックを実施。</p>	<p>〈調査区分〉</p> <p>①機密へのアクセス ②極秘へのアクセス ③テロリストに狙われる職への配置等</p> <p>〈調査内容の違い〉</p> <p>【調査事項】 中毒性物質(薬物、アルコール等)の常用、健康状態(主に精神面)は①のみで調査。</p> <p>【調査手法】 ①、②では信用情報機関への照会も実施。 ①は更に、本人や関係者への質問を実施。</p>	<p>〈調査区分〉</p> <p>①最高機密情報へのアクセス ②極秘へのアクセス ③秘へのアクセス</p> <p>〈調査内容の違い〉</p> <p>【調査事項】 区分にかかわらず基本的に同一。</p> <p>【調査手法】 ①では、②よりも幅広い関係者への質問を実施。</p>	<p>〈調査区分〉</p> <p>①機密へのアクセス ②極秘へのアクセス ③秘へのアクセス</p> <p>〈調査内容の違い〉</p> <p>【調査事項】 区分にかかわらず同一。 ③については、調査を簡易に行うことも可能。</p>
統一的な実施機関	・情報法保全諮問会議を通じて有識者からの御意見を聴いた上で、内閣官房が運用基準を作成。 ・これに基づき、各行政機関の長が適性評価を実施。	・ホワイトハウスが策定した評価基準に従い、各行政機関が評価を実施。 ・連邦人事管理局に調査を委託可能。	・内閣官房がセキュリティ・ポリシーの枠組みを策定。 ・国防省及び外務・英連邦省の調査部局に調査を委託可能。	連邦憲法擁護庁及び軍事防諜局(国防省の管轄分野に当たる場合)に調査を委託可能。	・国防・国家安全保障事務局が政府間通達を策定。 ・内務省対内中央情報局が調査を実施(ただし、国防省のみ独自に調査を実施。)

(注1) 法律で調査事項を規定している独を除き、米、英、仏の調査事項については、質問票から抜粋したもの。

(注2) 米国、英国、独国、仏国は情報保全のためのNATO加盟国間協定を締結し、NATOに関する秘密情報の保全措置を講じている。

# 特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較(罰則)

平成26年7月22日現在

	本法	米国	英国	独国	仏国
根拠規定	特定秘密の保護に関する法律	合衆国法典	公務秘密法	刑法	刑法
漏えい	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定秘密を取り扱うことを業務とする者による特定秘密の漏えい【10年以下の懲役・罰金】</li> <li>公益上の必要により行政機関から特定秘密の提供を受け、これを知得した者による漏えい【5年以下の懲役・罰金】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国を利する等の意図を有する者による外国政府への国防情報の漏えい【死刑、無期・有期刑】</li> <li>行政機関の職員等による安全保障に関する秘密情報の外国政府への漏えい【10年以下の自由刑、罰金】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の治安・利益を損なう目的による敵に有用な情報の漏えい【3年以上14年以下の自由刑】</li> <li>公務員等による防衛情報、国際関係情報、犯罪を惹起する情報等の漏えい【2年以下の自由刑、罰金】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国勢力への漏えい、外国勢力に利益を与える等の目的による無権限者への漏えい【1年以上の自由刑】</li> <li>その他の国家機密の公表等【6月以上5年以下の自由刑等】</li> <li>公務員による秘密の漏えい【5年以下の自由刑、罰金】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民の基本的利益に関する情報の外国勢力への漏えい【15年以下の自由刑、罰金】</li> <li>職務等に基づいて国防上の秘密を所持する者による漏えい【7年以下の自由刑、罰金】</li> </ul>
主な罰則					
過失犯	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定秘密を取り扱うことを業務とする者の過失による漏えい【2年以下の禁錮・罰金】</li> <li>公益上の必要により特定秘密の提供を受け、これを知得した者の過失による漏えい【1年以下の禁錮・罰金】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重過失によって、適切な保管場所からの移動等を可能にした場合【10年以下の自由刑、罰金】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公務員等による秘密文書等に関する注意懈怠【3月以下の自由刑、罰金】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国家秘密を過失により無権限者に漏えいし、対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき【5年以下の自由刑、罰金】</li> <li>公務員の過失による秘密の漏えいによって重要な公共利益を危うくしたとき【1年以下の自由刑、罰金】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職務等に基づいて国防上の秘密を所持する者の過失による漏えい【3年以下の自由刑、罰金】</li> </ul>
取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国の利益を図るなどの目的で、①人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、②財物の窃取、③施設への侵入、④有線電気通信の傍受、⑤不正アクセス行為、⑥②～⑤以外の特定秘密の保有者の管理を害する行為による特定秘密の取得行為【10年以下の懲役・罰金】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国を利する等の意図を有する者による国防情報の取得【10年以下の自由刑、罰金】</li> <li>安全保障に関する秘密情報の外国政府による取得【10年以下の自由刑、罰金】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の取得【3年以上14年以下の自由刑】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漏えいするための国家機密の取得【1年以上10年以下の自由刑】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民の基本的利益に関する情報を外国勢力へ漏えいする目的での収集【10年以下の自由刑、罰金】</li> <li>国防上の秘密の取得【5年以下の自由刑、罰金】</li> </ul>

# 諸外国における情報公開制度上の不開示情報と救済措置の比較

平成26年7月22日

	日本	米国	英国	独国	仏国
<b>根拠法 (制定年)</b>	情報公開法(1999年)	情報自由法(1966年)	2000年情報自由法(2000年)	連邦情報自由法(2005年)	行政文書へのアクセスに関する法律(1978年)
<b>不開示 情報※</b> ※英独は、 適用除外 情報と位置 付けている。	個人に関する情報	人事・医療に関するファイル等	個人に関する情報等	個人に関する情報	私生活の秘密等
	法人等に関する情報	営業上の秘密等	商業的秘密等	企業・取引に関する秘密	商業上・工業上の秘密
	国の安全等に関する 情報	大統領命令に基づき、国防又は外交政策のために秘密にしておくことが特に認められ、かつ、大統領命令に従い、実際に指定が正当に行われているもの等	・安全保障担当機関に関する情報 ・安全保障のために適用除外にする必要がある情報 ・防衛や他国との関係を阻害するおそれのある情報等	・連邦軍の軍事的利益又はその他の安全保障の機微な利益に関する情報 ・国際関係に関する情報等	・国防の秘密 ・外交政策の実施に関する情報 ・国家の安全に関する情報等
	公共の安全等に関する 情報	捜査や訴追の手續等を明らかにする法執行記録や情報等	公的機関が行う捜査及び訴訟手續に関する情報等	公共の安全に関する情報等	公共の安全に関する情報等
	審議・検討等に関する 情報	情報秘匿特権が認められる覚書や書簡等	政府の政策の立案等に関する情報等	行政機関の審議に関する情報	政府等の審議の秘密等
	事務・事業に関する情報	行政機関内部の人事規則及び慣行に関すること等	公務の効果的遂行を阻害することになる情報等	継続中の行政手續に係る情報に関するもの等	税金・関税の違反に関する調査
	—	・制定法により特に開示が免除されているもの ・油井に関する地質学、地球地理学上の情報等	・法律の規定により情報開示が禁じられている情報 ・公表しないことを条件として提供をされた情報等	・法令により秘密保護が課されているもの ・秘密を守ることを条件に伝達・提供された情報等	・一般的に法律により保護されている秘密 ・通貨・公債に関する情報等
<b>救済措置</b>	①審査請求 →情報公開・個人情報保護審査会への諮問 (審査会によるインカメラ審理) ②訴訟(非インカメラ)	①審査請求 ②訴訟(インカメラ)	①情報コミッショナーへの不服申立 ②(①の後、)情報審判所への不服申立、裁決 ③(②の後、)訴訟	①不服申立 ②連邦データ保護・情報自由監察官への申出 ③(①の後、)訴訟	①行政文書アクセス委員会への不服申立 ②(①の後、)訴訟

(注)本資料は、公刊物等を基に、整理したものである。

\* 一部調査中